



佛蘭西國條約並稅則
全

洋学文庫
文庫8
C 378



佛蘭為國條約兼稅則



藤原氏曰書

佛蘭西皇帝と日本大君と伝道を結ぶ兩國人民
交易を通しそ交際の水く加へて友玉の爲利
益ある交易は條約と定んと歎して佛蘭西皇帝よ
りの全權の使節シユワンハベテイステルイスゴロカニと
をし日本大君と其事と水野元後と永井玄蕃以
井上伝信も極誠の正名成紀後を贈り山証花を命し
双方委任の書と照應してたの條約を定むせり

カノフチ

第一條

佛蘭西國と日本國と世に親睦するべし

佛蘭西國の日本小居留せしむる人々と日本におる人々
日本國の佛蘭西小居留せしむる人々と佛蘭西國
におる人々も又日本小居留し

第二條

佛蘭西國よりニストルと日本江戸に差紙し其小日本

の國よりたる港へ佛蘭西のコンシユル又は其代りの者
を差紙し日本に居留せしむる佛蘭西のニストル亦
コンシユルゼ子ラールは日本國の部内を旅行するを許
する也

日本國より政事に就く人々とパレイスへ差紙し
日本國より佛蘭西の港へ其歸の役人及び交易と交
渉する役人とを差紙し其政事に就く役人及び其立

佛業船の客運人と船名門筋と鐵道の客運人

と大阪との間より、里敷を設け又は河内河より陸路に

通交あり

長崎を以て町の周圍より河内河と限る

新隊又は右小代を港松歩の規程は追々日本政府と佛

業人のミニストルとお候の上定む

只商賣を致さる間小のみ仏業人 一月一日より

江戸 一月一日より大阪 一月一日より

又右二所小代より佛業人日本の客と候とし

候る一區の場所并お客の規程は追々日本政府

と佛業人のミニストルとお候の上定む

第四條

日本小代を佛業人自國の客と務に任ず

し居る場合を以てと違ふも妨る

日本小おのく諸法の仕来りは既に廢せり

第六條

日本にあふ佛業為人の間小多し海起る事ありしハ
ミニストル又志コンシユル事一少なり

第六條

佛蘭為人日本入小對し一少増のりありは佛業而
コンシユル孔明のよ自國の法度とて對せし

日本入佛業為人小對し一少増のりありは日本及人
孔明のよ日本の法度とて對せし但何事も偏頗な
くありし

第七條

佛業為人日本入小對し一少増のりありは
佛業而コンシユルへそよりと若しコンシユル事一の法度と
合味し其意小多し一少増し又日本入佛業為人

小對一海沿の海軍の取入を事と若きは海軍
より海軍を吟味し其意小海軍入庫し若し海軍
コンシユル海軍を事と日本言及の助とありお疾
のこ海軍入庫し

第八條

佛業為人日本の開きたる港にたつて自國の品物
を勿論他國の品物とて高賣といふも若し

うといふとも日本禁止の品物と高賣いたるは
この日本の開きたる港より自國又は他國の品物
を勿論高賣といふも若しこの品物を
めぐる通り小運上と出さる

或る日本政府并外國人の外賣店の人に
佛業為人日本人と何品もこの日本政府人並
くして賣買若しこの代金と拂ふ事も同様

たるを

日本人が何人かして佛業を人として賣買且
所持するもの若しは日本にある佛業を人
日本は諸民と應ふべき事あり

第九條

此後定たる商法と條約の通りなるを以て條約并
も交易の法と十分少なりとするの規律と全無せん

と要せん佛業をミニストルと日本を友として議定せ

る

第十條

日本禁制の品持渡りするたため又もゆりて運ぶこと
出さるる事と防ぐため日本政府は各港に控
と置くし條約又は交易の規則とせしむるもの
を料又はその他に日本政府にせしむる

第十一條

佛業為船日本の用きたる港小来り時を先ん
之の勝手小雇ふるし佛業為人運材并運上掛
海の上少く出帆の節港外とれ先業内ハ勝手に
雇ふる

第十二條

佛業為人持渡りたる品物運上納海して日本役人
より清証書とて更外用たる港持渡り賣掛の時ハ
運上出小及とらん

第十三條

佛業為人日本れ用きたる港持渡りたる品物
定例の運上掛ひし上は日本人國中ハ持渡りとも
運上取立ししよし

第十四條

外國の貨幣カハ日本ニ少くも通用シたことトし、通用
る日本の貨幣カハと外国の貨幣カハを合シて根キとを
合スとす

公業人日本人より高賣小日本は貨幣と外國の
貨幣と取交用シし

日本人外國の貨幣カハに慣ナラとされは交易は初發小通用
丈に日本貨幣と外國貨幣とを合セて及ラずして公業西

人より幣渡スとす日本通用金銀と外國に金銀を
持ツる事若し一ツの金銀とすも日本に銀と貨幣に
換スとする金銀を持ツる事

第十條

佛業人日本に物持渡運上と少くも押スんが為と價
と減スとすると然せば日本に人足と改めお商の價
と付スとす公業人小價少く水門せば小價と少

一も減らさるるより多く日本及び和蘭商人船しこし
是と吾心付ら付たる候に後て運上を納む船し

第十六條

佛蘭西船難船又と難風よ遠日本此地漂着のし
たると日本役人承りしは威丈を人々と救ひ覆懸を如
言ふれ港より佛業船のコンシユル送るべし

第十七條

佛業船の軍艦に属したる所要の品は運上多く林
奈川并に箱館長崎の庫に入置佛業船商人等し
若し日本商人又と外國人賣拂ふ時を買れたる金
り外不同様日本及び運上と出たるし

第十八條

日本商人佛業船商人の信杖と拂を以て出立
たしをる年日本役人吟味しし拂方しは

し

佛業爲人日本人との借財を拂ふに於て出奔し
たしをる節をコンシユル旨とし拂方いふこと
し志の一方故人より借財を借るは成さ
るし

第十九條

以後の事にも外國人へ免許したる事は佛業爲

政府又佛業爲人も同様免許ありし

第二十條

今より九十四年の後よりは極めたる條約の
内改むる事ありは日本政府又佛業爲政府より
一年前通知せしむ双方談判の上改むるし

第二十一條

佛業爲ミニストル兼小コンシユルより日本高官へ書面

ふくむ各条より何れは佛業為済と記し
日本より通し解する為ふ又年の間と記す日本為済
佛業為済より記し

第二十二條

此條約本書と佛業為済皇帝自ら名と記し
押し日本大君與下して今より後一年は佛業為済西
使節と日本委任の役人とは戸はあつて五世を名し

此條約と佛業為済とは佛業為済と用ひ日本此に
かふと係り日本此ても和文と用ひ片かふと係り
文意といつても同振るもさあはあふと通する和
業為済の訳文と双方より係たり
ききりなりはそ業文と在院とま
英吉利亞墨利加條約と係たり和蘭院譯文と同致

安政六年七月十七日

西曆紀元一千八百五十九年
八月十日

小むりておせ

五世の世所まことし條約の執らそ日より批りふし

其條約の爲安政六年九月三日江戸におのゝ前子載たる

支國の全權は條約ふ名と記し調子まるとの地

水野筑後守宛押

永井玄蕃頭同

井上信濃守同

堀 織部正同

岩瀬肥後守同

野々山丞藏同

三
子
△
税
則

ノ
又
下
日

和
世
四

税
則
之
考
略

日本開港のたる港とふおろく佛蘭西商民貿易の章程

第一則

日本開港の場所佛業為商船入津次第二十日申

佛業為の四十八時 船目又も改定たるものより日本役所へ

佛業為コンシユルの法取書付と先出の魚一

以て取書と佛業為の控通り認たる船目録

そ外の書類と佛業為コンシユル取付たる法取書あり

并ふ者もその船の差出書を出してし

右々入津の船の名を船の仕出場の港の名頓敷

船司或は改立たる志の名系来り旅人の名

系船有く船主と一船の乗組人数を認たるものよしと
認め入る

書面の通お違ふる旨と船司或は改立たるもの

乗書いとし控授りて商人の名前を認入たる

ものあり

同時にそ船積荷の若書と改所不致く候し

右々そ荷物の記号并は番付且そ自斤数を

送状に認一通り字一荷物に支先の人々の名

と記せるものあり

船中用立の不物の目録も若書に加ふる

但船中用立の不物も書面の通お違ふる旨船司

又も改立たるもの乗書一そ名あを記してし

此書書の文面お達の原十二寸 併葉紙の二十寸に付
但日照日と除く の中よりお附

改るふおろしくいふ料の沙法よ及まひ差を期限後り

より書改りう又お書書に書全しおるにあおろくは八十一

フランクの色料と日本役所へ納むし

積るお題目書書中へ載さるふと陸揚さるにあお

ていそふ二まれ運上と日本役所へ納むし

取月或らひ立たるもの入港のち教納方お書の期限

後り時らる色料より一日急る毎は二百二十フランク

の色料と日本役所へ納むし

第二則

日本政府よりを港内入津の船軍艦とお運上方

改の役人お供する役當然たりし

お供のものおは右役人お對し不致さく丁寧にお

扱しし船中へお供お當の用役とをいふし

郵便は日本役所より行しあぐして是の郵と
うし

荷揚船船く出入は是の物は是の船に
日本役所と郵或は平封し是の
是し一紙しあぐ是と開き又は
是封し破り
是封し破り
の之封と日本役所

日本役所は是の書と出さるて是の郵とし
或は是の事と謀まるは次の条に定たる通取
押し日本役所

是の物の中積る目録小載するはと取原し是收納
と減せんは是の事と日本役所
日本の國のさる港少く密賣買と
は是有り佛業船と日本役所

靴せるものたるは日本官フランクリン料を納むし

修復のため入庫の船は運上あり積荷を陸揚し

日本没所へ移ししとも花鋪他事并商人の
の法用を相為の儀と出さし

若くは荷物の肉と賣掛ふ時をそ荷物丈を規定の通

日本没所へ運上と納むし

積荷と同港内の他船へ移す時を日本没入るるの上

事情明白にお分り免状と受る上は定の運上あり

阿片の輸入を禁別ある若く日本に商賣あり来る

佛業^{カキ}船阿片の量目二斤以上船中に所持する

しとて之を解量し日本商人に納むし且阿片と密商

し或はそ事と謀る輩ハ阿片一斤あるは八十フラン

シクの原料と日本没所へ納むし

第三則

五物と送る所を又と川支先の志より入陣の所を物と
陸揚せんしとるる志ハ其積る所の志出書と日本役所
出書

左書面と右書面又と川支先の名をお積送りたる
私の名前物の記号書附を積る所の介敷と言毎
品の代料と認めを想ふ言とて書付の末お
認む申し

初くは左書付は持主又ハ川支先人認るる積るべき
價とてある書面少く日本役所の規定ふられた
る限し右物おとせ流授として移る名前を記す
右の通積る目録出本の書数日本役所と先出
右書付引合積る用言ふお取調海近ハお物と
も日本役所お記りたる

日本役所右の通出する所物の内或ハ懸付と定

或の通改むべし

若運上没所引上げ改る事有る時ハ輸入人の失費お掛

まて成丈不物の換せざる振よしし改海の上を素の如

く元始末をへてを元個方格外時日と費さるるべし

為主或を輸入人殆くお支の不改海没所より引渡

さるる方以余の輸入の途中日本没上差出さるる
以余の事といふ破壊損傷の

多しを付とまは當人よりして運上没所より引渡

取扱ふ職業の廉潔あるその友人以上出金並組いた

させそその物おとた換し言と尖刻は記しそ記号番

数字もに能書よ認込庫しを日本没人立合少くし並

組人等名を記しし右の汽札兼くお束の差出書

一添想言の内と引渡まししを條約第十の條の取

扱の通運上没所少く取扱ふ事有る際あり趣うし引

法運上納海の後運上没所より陸揚ふ若は免許状

と渡さし

不物渡方ハ運上没所少くも船中少てもそそ志以船中係とし
輸出小極りたる不物を船中輸送せらるる前廣小運上
没所ハ船名不物の記号書付入言斤数量目性合并
代料と記せる差出書付と出シ書面の通御儀あり
由と輸出入等記授としてそそ名あを認む應し
運上没所ハ差出シ以船中積込たる不物并運上

没所ハ差出シ海ノニ移制の不と竊よ不物の因
入るハ没のニ日本没所ハ一應し

船中為用の不又ハ系組旅客の為用衣類ハ運上
没所ハ差出とあささし

第四則

出港手数を船中船中は日本十二時^{佛業西}前運上
没所中一應し以期限内小手数通くせさるる

五板と勿論たる一右の敷居止る軍河は日本
商人より船司又も既立たる者并また船荷の商人等
を原船渡し佛業のコンシユル小中進出とし

佛業の軍艦は入港出港運上筋の敷居及また
運上商人并番兵も是構ふりあり

仏業西飛御の船は蒸氣船と入港出港の敷居と一日
小一〜日本に上陸する旅客并も此の外は若書
差出〜書面の敷居と〜とも何れ及少くも入港
の敷居も出港入港の敷居と〜すし

飲料水食料も用意のため入港の鯨漁船或は雑船を積
荷の若書とせよとい〜も若書積荷と賣拂り
船の付る第一列の通定式輸入の敷居と〜すし

税則并に條約書中に船と唱ふるものはナウイル。バル
ブリツキ。ゴウエレット。スループ。ワッヘル等と總てよるり

第二則

日本運上及び所の規則不違ひたる偽差出し積荷冒称
と出し其差控書小名紙と記せる事は其税を未とん
六百七十五フランクの色料を日本及び所へ納むべし

第六則

噸税を日本用港の場所おろしく佛業船商船より
未とんとしつゝもたの規定の通り地々の運上及び所へ

納むべし

其船の入港手数少付

八十一フランク

其船の出港手数少付

三十七フランク八十センチム

其の免状少付

八フランク十センチム

場所々々健固状少付

八フランク十センチム

其外の各書少付

八フランク十センチム

第七則

おと、日本国港の場所へ陸揚せらる物もよんたの運上
目録小後いそ比の運上役所へ租税と納じ申し

第一類

貨幣に造りたる金銀並に造りたる金銀苗

用の衣被糸絨並に商賣のため小せきりる書籍

何れも日本居留のため来る者の所持の品は限らずし

右の品は運上をす

第二類

凡て船の造立修繕に供せられたる船装のため小用ゆ

る品は鯨漁等の類

陸揚食物の類

パン並小パンの粉

生たる畜獸類

石炭

家と造るための材木米穀蒸気の器械木綿及羊毛の織物の

トタン 紙 錫 生絹

右の品々を五分の運上を納むし

第三類

船で蒸餾或は醸し種々の製法少く造りたる

一切の酒類

右を三割五分の運上を納むし

第四類

凡て前條小量より多くは何小量も六割の

運上を納むし

金銀貨幣掉洞の外なる日本に産し積荷とし

て輸出せざる品物は五分の運上を納むし

米並に麦は日本運荷の佛業為人並に船と空程

たるもの及船中旅客食料のための用を共にするも
積荷として輸出する事と許さる

佛業船少く用さたる港小持しし外國
の穀物もし陸上せざる時と在庫少く再び輸出
せし

日本産する所の酒を日本要用の船分はししを時々
公けの入れ少く賣渡さる

津島川と同港の後み年小なり日本或は佛業船政府
の望み少く出港入港の税則と再渡さる

水野筑後守花押

永井玄蕃頭同

井上信濃守同

堀 織部正同

岩瀬肥後守同

一

野々山証藏同

